

佐久市土木設計等委託業務成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「佐久市建設工事等成績評定要綱」(平成17年佐久市告示第106号。以下「評定要綱」という。)の規定に基づき、評定要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする委託業務は、評定要綱第2条に規定する評定の範囲のうち、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 調査業務等(土木工事に係る調査業務、測量業務、計画業務をいう。)
- 二 土木設計業務(土木工事に係る設計及び積算業務をいう。)

(評定の方法)

第3条 評定は評定要綱第5条の規定により、委託業務ごとに独立して行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1号「土木設計等委託業務成績評定表」(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

3 評定は、次の各号に定める採点表及び付表により実施するものとする。ただし、前条第1項及び第2項にまたがる業務の場合は、業務の目的及び金額を勘案して「主たる業務を」を1つ選定し、実施するものとする。

- 一 前条第1項の業務に係る採点表 様式第2号「調査業務等成績採点表」及び付表「調査業務等評価項目運用表」
- 二 前条第2項の業務に係る採点表 様式第3号「土木設計業務成績採点表」及び付表「土木設計業務評価項目運用表」

4 項目別評定点は、次の各号に定める項目別評定表に記録するものとする。

- 一 前条第1項の業務に係る項目別評定表 様式第4号「調査業務等項目別評定表」
- 二 前条第2項の業務に係る項目別評定表 様式第5号「土木設計業務項目別評定表」

(項目別評価表の送付)

第4条 前条第4項で規定する「項目別評定表」は、第2条で規定する業務の

契約者に、評定要綱第8条に規定する委託業務成績評定通知書に添付し、送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から適用する。

(経過処置)

- 2 この要領の規程は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に係る土木設計等委託業務の評定に適用し、施行日前に締結した契約に係る土木設計等委託業務の評定については、なお従前の要綱により、この要領は適用しない。
- 3 前項の規程にかかわらず、平成20年4月1日以後に完了する土木設計等委託業務の評定については、当該土木設計等委託業務に係る契約が施行日前に締結されたものであっても、この要領の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年12月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要領の規程は、施行の日以後に完了検査する土木設計等委託業務の評定について適用する。なお、施行の前日に完了検査する土木設計等委託業務の評定については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要領の規程は、施行の日以後に完了検査する土木設計等委託業務の評定について適用する。なお、施行の前日に完了検査する土木設計等委託業務の評定については、従前の例による。